

行動特性と養育条件の関連 (3)

——初期非行の2因子と家族背景——

頼 藤 和 寛

Summary

The Relationship between Behavioral Characteristics and Nurture Background (3) —Two-Factor Model of Delinquency and the Family Background—

Kazuhiro Yorifuji

In the past decades, a great volume of studies has accumulated on juvenile delinquency. However, the synthesis between sociological and bio-psychological standpoints is not yet established. In this article, the author proposes the two-factor model concerning the early stage of delinquency observed in the adolescent.

A psychiatrist or a clinical psychologist interviewed 196 subjects, 122 boys and 74 girls aged 10–16 years, individually, at child-guidance centers of Osaka prefecture. Assessment was made using three to five-point rating scales regarding nurture background, present status, and behavioral characteristics.

The 7 variables of coping or offensive attitudes were factor analyzed, yielding two subscales named “dropout factor” and “offense factor”. The former reflected academic inadequacy and the latter seemed to relate to vulgar interests. Multiple regression analyses and path analyses showed that the dropout factor was rooted in limited intelligence and the offense factor was relevant to nurture deficiency.

Although both factors independently contributed to the severity of delinquency, the distribution of delinquent subjects on the dropout-offense scales suggests that the two factors have causal potentials which is somewhat exclusive of each other. In other words, if any one factor is remarkable enough, the other factor would tend to be moderate and does not seem essential in promoting the delinquency process. These findings warrant us the classification of early delinquency to three categories, i.e. high dropout, high offense, and mixed type.

The dropout factor represents an individual handicap, while the offense factor is due (at least partially) to nurture disadvantages. Thus, the two-factor model provides a reasonable hypothesis surpassing any alternative “nature or nurture” issue on causes of juvenile delinquency.

Key Words: Assessment, Delinquency, Factor analysis, Nature/nurture problem, Family background

はじめに

少年非行や成人犯罪に関しては、ある意味で精神障害以上に養育原因論が重視されてきた領域である。いわく「愛情不足」、いわく「機能不全家庭」、いわく「教育制度の歪み」、その他「貧困」や「ラベリング」などマクロ社会学的な仮説まで含めると1ダース以上の環境因論が次々に提唱されてきた¹³⁾。これに対して、個人的特性に注目する観点としてはネオ・ロンプロジャンが強調する生理学的条件⁹⁾、センセーション・シーキング¹⁴⁾、脳機能障害説⁹⁾その他がある。

この両者の中間に社会統制理論があり、1969年にHirsch, T.²⁾は信念・愛着・係留・忙殺といった社会的きずな social bonds が非行・犯罪の抑止要因として作用すると報告した。これは、その後1987年に Thornberry, T. P.¹⁰⁾によって相互作用理論として洗練された。その特徴は社会的きずなが非行を抑止する側面ばかりでなく、現実の非行行動によって社会的きずなが弱体化する側面にも注意をはらっている点にある⁹⁾。

これらの原因論と並行して、近年、非行の実地調査研究によって判明してきた事実として「学業への繫留（ないし知的関心）不全」と「問題のある仲間との交友」が、他の非行促進要因を引き離して強力に作用しているらしい^{4, 9, 11)}。

こうした原因仮説を総覧してみると、そのいずれもが「実証可能」なのであるが、非行・犯罪の促進要因なのか非行・犯罪生活に付随する現象にすぎないのか、また養育条件が劣悪なためなのか劣悪な養育者からの遺伝的寄与なのか、を十分分離した上で分析されていない。双生児研究と養子研究はこの難点をクリアできているが、結果は「いくぶんは素質面の影響もあり、環境の作用もある」といった、あらゆる適応・不適応現象に共通する結論以上のものは提示していない^{6, 7)}。

これらの諸研究・諸学説に対する不満として、それらが非行という現象を表面的な逸脱行動を指標にしてひとくりに扱っていることが挙げられる。もちろん、非行や犯罪を犯種によって分類したり、人格特性によって鑑別したりする試みは矯正機関の処遇決定に活用されているが^{1, 3)}、そうした内訳による原因論の整理は十分になされているとは言いがたい。また、調査対象が各研究者のフィールドによってかなり偏る（大学生の無記名アンケートから鑑別所・少年院収容児や成人拘置・受刑者の面接資料まで）ことも気になる点である。

そこで、児童相談所で捕捉された事例について、初期非行に関する非行進度とその背景との関連を検討してみることにする。もちろん、非行進度については一律に扱うのではなく、大きく2因子が独立して関与していることを示し、それぞれに影響する背景要因もかなり異なっているという可能性を検証していく。

対象・方法・結果

対象は、1988年度から1991年度にかけて大阪府児童相談所（現・子ども家庭センター）において、精神科医ないし臨床心理士によって個別に面接された196例の少年である。内訳は男子122例、女子74例、年齢は10-16歳（13.5±1.6歳）、あきらかな非行事例から不登校事例、本人に不適応がなく家庭の事情によって保護された事例など多岐にわたっている。当然ながら、非行進度も悪質・常習のものから、およそわるいことどころか道路に唾を吐くこともできない堅物までを含む。

全例に対して、性別・年齢などを記録するとともに、家庭養育条件（以下、性別・年齢とともに背景要因と表現する）14項目、現在の生活状態6項目、行動特性13項目については3~5件法で評定した。現在の生活状態には面接時の疎通性・学業への係留・非行進度・性的関心・家庭内適応・家庭外適応が含まれ、たとえば非行進度については「まじめ・ふつう・機会的逸脱・常習化」の4段階に順位尺度化して評価した。それぞれの出現頻度は28・60・64・44例であった。

背景要因のうち非行進度に関連しそうな10項目のあいだの有意な相関係数を表1に示す。

これを見ると、性別・年齢は他の8項目のいずれとも関連しない。同胞数は養育保護度（不良・ふつう・過保護）とのみ負の相関を示している。このことは子沢山ほど本人への養育保護度が低くなる傾向を表しており、当然の結果と思われる。これらに対し、SES（社会経済階層）以下、養育保護度・3歳までの／4歳以後の母性養育関与・同じく父性養育関与・夫婦仲といった養育面での背景要因は互いに強く関連しあっていることが瞭然である。特に4歳以後の母性養育は3歳までの母性養育・養育保護度との間で相関係数が0.7以上を示している。一般に社会学的あるいは臨床的な評定項目の間で0.7を超える相関が認められる場合、それは二項目のあいだに強い関連があるというより同じ条件を異なった名目で評定している可能性が大きい。

表1 背景要因間の相関行列

有意な相関係数のみを表示

| | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 1 性別 | 1.00 | | | | | | | | | |
| 2 年齢 | | 1.00 | | | | | | | | |
| 3 同胞数 | | | 1.00 | | | | | | | |
| 4 SES | | | | 1.00 | | | | | | |
| 5 養育 | | | -.31 | .60 | 1.00 | | | | | |
| 6 -3母 | | | | .46 | .62 | 1.00 | | | | |
| 7 -3父 | | | | .34 | .42 | .57 | 1.00 | | | |
| 8 4-母 | | | | .54 | .70 | .72 | .48 | 1.00 | | |
| 8 4-父 | | | | .50 | .42 | .39 | .57 | .50 | 1.00 | |
| 10 夫婦仲 | | | | .45 | .32 | .41 | .42 | .47 | .49 | 1.00 |

凡例：「性別」は男子1/女子2、「SES」は経済階層、「養育」は家族的保護の度合い、「-3母」は3歳までの母性養育関与、「4-母」は4歳以後の母性養育関与、「-3父」「4-父」も同様

い。この場合、母性養育が母親の育児姿勢に依存するので3歳までと4歳以後とで一貫していること、また4歳以後の母性養育が全般的な養育保護度に強く反映されていることを示しているようである。それ以外では、一般に社会経済階層が高いほど養育保護・親の関与・夫婦仲の評定が高くなるという傾向が見て取れる。

次に、対象児童の現在の生活状態6項目に、行動特性のうちから遵法性(5件法で評価)を加え、この7項目について因子分析を試みた。主因子解において固有値1以上の因子はひとつしかなく、内容は非行逸脱傾向を強く示すだけであったので、それ以下の因子を加えた2因子としてKaiser基準で因子回転を行った。このためか回転後の単純構造化は不十分で、斜交に近い2因子(相関が0.305)が抽出されたが、個有科学的には意味のある内容となった。結果は表2に示すとおりである。

第一の因子である「落伍因子 dropout factor」は学業係留と家庭内外における適応の面で困難のある特徴を示し、適応的生活から落伍しやすい傾向を反映している。これに対し第二の因子「素行(不良)因子 offense factor」は、学校や地域における適応はそれほど困難ではないが性的・風俗的関心が強く、非行進度や遵法性の点で第一の因子以上に問題のある素行不良を反映したものであった。いずれも非行進度の高い児童では高値を示すと予想されるので、逸脱促進的な2因子と考えられる。

これら2因子の因子得点をもとに、非行進度が4水準に分けられた全例をプロットしたものを図1に示す。

2因子ともに非行進度や遵法性といった情報を含むため、当然ながら「常習化群 n=44」は2次元上で第一象限(両因子ともにプラス)を中心に分布しているのに対し、「まじめ群」はその対極に分布することになる。また「常習化群」の分布は相関係数が-0.71にも達し、2因子が完全な直交成分でないことを考慮しても明らかに意味のある傾きを示している。すなわち、落伍

表2 非行進度や遵法性に関わる2因子

因子負荷が絶対値で0.5以上のものは太字で表示

| | 内容 | I | II | 共通性 |
|-------|------------------|------------------------|---------------------------|-----|
| 疎通性 | 面接時の疎通性 | -.04 | .41 | .17 |
| 学業係留 | 勉学などへの関与 | -.64 | -.06 | .42 |
| 非行進度 | まじめから常習化まで | .54 | .70 | .78 |
| 性的関心 | おくってから行動化まで | .12 | .53 | .29 |
| 家庭内適応 | 家族との関係性 | -.59 | -.22 | .40 |
| 家庭外適応 | 地域・学校への適応 | -.58 | -.03 | .34 |
| 遵法性 | ルールへの遵守度 | -.55 | -.62 | .69 |
| | 因子寄与(固有値)= 命名 | 1.72 落伍因子 | 1.38 素行因子 | |
| | 解釈 | 学業放棄、家庭内外での不適応も顕著な逸脱要因 | 家庭内外の適応はわるくないが風俗的に素行不良な要因 | |

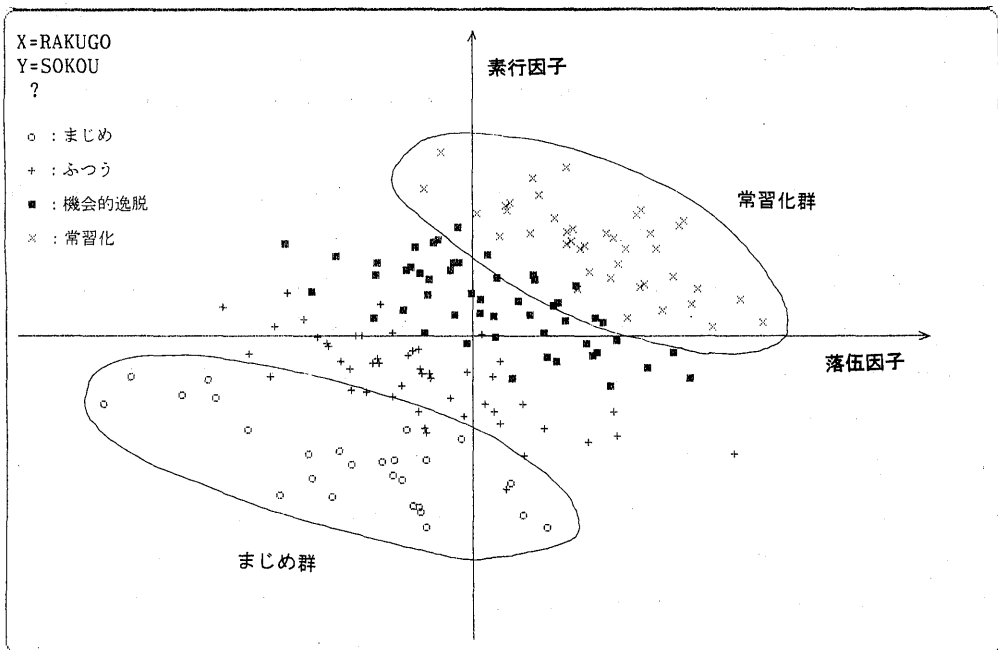


図1 非行進度4水準の分布

因子の大きい者は素行因子が大きくなっても逸脱が常習化し、また素行因子の大きい者は落伍因子が大きくなっても常習化している傾向が読みとれる。同様な分布の傾きが「機会的逸脱」「ふつう」「まじめ」のおのおのにもいくぶんうかがえるところからすると、落伍因子と素行因子との間には（全体として弱い正の相関があるにもかかわらず）なんらかの排外的傾向が内在していることを示唆する。

次に、これら2因子に背景要因がどの程度に寄与しているのかを見当づけるために、重回帰分析を用いて2因子の因子得点を従属変数とする背景要因8変数の標準偏回帰係数を求めてみた。背景要因のうち4歳以後の母性養育・3歳までの父性養育は略し（養育保護度や4歳以後の父性養育で代表させ）、また2因子の違いを際立たせる可能性のある知能（行動特性項目として5件法で評価）を加えた。この結果は表3に示すとおりである。

重相関係数からすると、ここで取り上げた8要因によっては落伍因子の25%、素行因子の14%程度を説明できるとどまるが、養育保護度や知能はそのうちの無視できない割合に寄与していることがわかる。

そこでこの結果を参考にして、因果関係の方向の推定が可能で、しかも互いに強すぎる相関を示さない背景4要因を選び、それが2因子にどの程度影響を与えるのかをパス解析を用いて計算してみた。すなわち、社会経済階層から夫婦仲、養育保護度、本人の知能へとそれぞれ影響を及ぼし、それら全てが2因子にいかほどの規定力を示すかというパス図式にもとづいてパス係数と外乱（E：残差パス係数）を算出した。結果は図2に示す。

これによると、社会経済階層は夫婦仲・養育保護度・本人の知能に対して相当の影響力を及

表3 背景要因8項目からの影響

数値は重回帰分析による標準偏回帰係数

| | 落伍因子 | 素行因子 |
|-----------------|-------|-------|
| 年齢 (10~16歳) | 0.16 | 0.02 |
| 同胞数 (本人を含む1~6人) | -0.10 | 0.03 |
| SES 経済階層 (4段階) | 0.12 | 0.10 |
| 養育保護度 (3段階) | -0.09 | -0.28 |
| 3歳までの母性関与 (4段階) | -0.10 | -0.11 |
| 4歳以後の父性関与 (4段階) | -0.14 | -0.06 |
| 夫婦仲 (3段階) | -0.06 | -0.01 |
| 知能 (5段階) | -0.32 | 0.07 |
| 重相関係数 = | 0.496 | 0.379 |
| 決定係数 = | 0.25 | 0.14 |

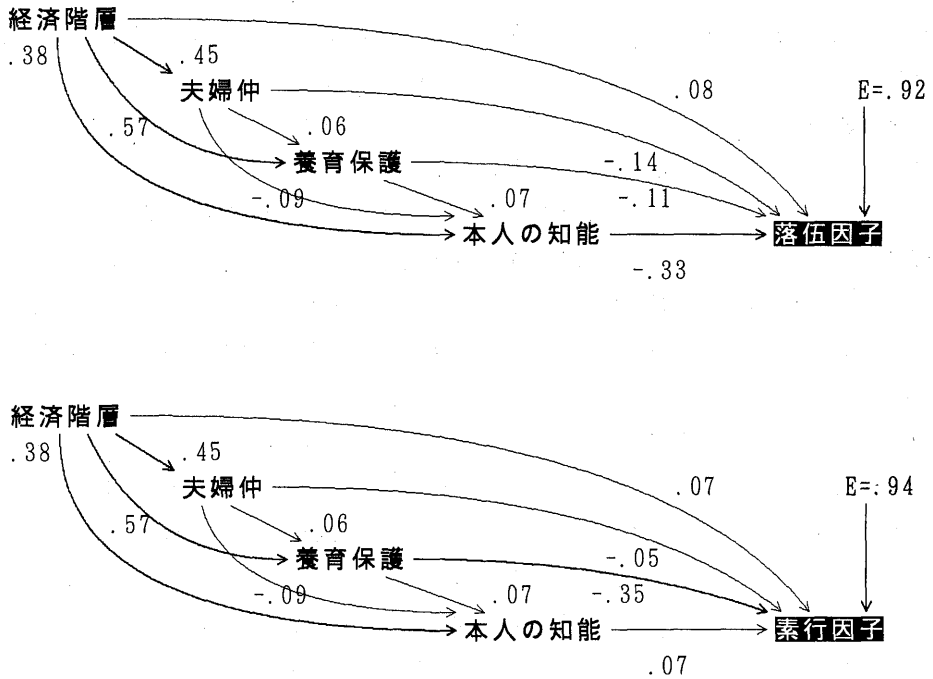


図2 逸脱2因子のパス解析

ぼしているが、夫婦仲・養育保護度・本人の知能の相互間にはそれほどの規定力がないらしい。落伍因子は主として本人の知能に規定されているが、夫婦仲や養育保護度が不十分であっても若干は促進されるようである。素行因子は養育保護度が不十分であることによって最大の寄与を受けている。すなわち逸脱促進2因子について、落伍因子が主として能力限界に影響されるのに対し、素行因子は養育様式に左右される度合いが強いと言えるだろう。

考察と論議

非行犯罪に限らず、さまざまな不適応現象に関する原因論が次々に提唱されながら決定打に至らない理由のひとつに、問題や原因の均質性が前提されがちなことがある。それぞれの不適応現象の呼称がひとつだからといって、本質や原因もひとつであるとは限らない。もちろん、あらゆるトラブルについて類型論や下位分類が試みられてはいるのだが、それが原因論に直結しているわけでもない。

初期非行についても根拠のない均質性を前提せず、また単に犯種や行動パターンに基づく記述的分類に終始することなく、なんらかの内部構造をつきとめる必要がある。

たまたまローティーン世代を中心とする196例の面接資料から得られた「現在の生活状態」など7項目に、いくぶん不適切な因子分析を適用したところ、たまたま落伍因子、素行因子と名付けられた逸脱促進的な2因子が抽出された(表2)。しかも、非行進度の点で「常習化」と評定された対象の2因子次元における分布(図1)からすると、落伍因子が大きい者では素行因子がそれほど強くなくても「常習化」し、あるいは素行因子が大きい者では落伍因子が強くなくても「常習化」していることがうかがわれる。同時に、ふたつの因子が複合する場合にはそれぞれが十分高値に達しなくても「常習化」しやすいことも示している。このことは、両因子の逸脱促進作用が相乗的というより相加的なものであるという「常習化閾値に関する2因子加算モデル」の可能性を示唆する所見かもしれない。

養育背景要因との関連においても落伍因子と素行因子とでは規定背景要因が相当異なっていた(表3, 図2)。すなわち、前者は主に知的限界と関連し、後者では養育保護の度合いと関連している。これは、従来の非行原因論の二極、すなわち機能障害・学習困難説と家族因論・「愛情不足」説とに対応している。この二極は、また個人の心理・生理的条件に注目する流派と、環境因や社会学的観点を重視する流派との対立点でもある。

個人的条件を重視する立場では時代による増減や地域による非行発生率の大差を十分説明しきれないし、社会的条件だけに注目する立場だと同じ時代・地域・家庭からさまざまな適応度を示す児童が育つことを説明できない。そもそも、個人・環境いずれの要因にせよ、片方のみで逸脱を促進させる度合い(非行進度の分散を説明する割合)は、せいぜい2-3割程度までと見積もられるのに、両陣営とも自説のみで100%説明できるかに強弁しがちである。おそらくいずれの立場もこの無理に気づいてはいるのだろうが、いきがかり上か人生観のためか自説以外の可能性には目を塞ぎ続けてきた。

そこで、大方の良識派は「生まれも育ちも」といった安易な輻輳・折衷論を採用することになる。しかし、ここに逸脱促進因子には二側面があって一方は主として能力限界によるもの、他方は主として家庭養育不全によるものとする観点が導入されたならば、本質的な理解にいつそう近づくことになるだろう。

もし、落伍因子と素行因子という二側面、あるいはそれに準ずる認知・学習不全と性行不良といった二側面が共働して逸脱促進的に作用するものであれば、上記の「氏か育ちか」の対立

は一枚のコインの表裏いずれかを強調していただけたことになる。そうした二側面がともに逸脱促進的であるとすると、どちらかの一側面が突出しているなら他の側面がそれほどでなくとも逸脱は「常習化」と予測されるであろう。また、両側面が作用すれば容易に「常習化」しやすいとも考えられる。このことは今回のデータからも支持されている。ただし、落伍因子が大きすぎると素行因子がそれほど高値にならない、また逆に素行因子が大きい例では落伍因子がほどほどの値をとりやすい傾向が、図1の「常習化群」の分布から読みとれる。これは、おそらく能力限界が素行因子を押し上げることを阻害するためかもしれない（軽度の知的限界は悪気なしの短絡的逸脱に結びつきやすいし、知的に平均以上の逸脱は内面に相当屈折したものを擁していることが多い）。

経験的にも、小学校高学年より潜在的な基礎学力の不全から中学進学後に完全な学業放棄に至り¹³⁾鬱屈とヒマをもてあまして逸脱集団に加わる非行児と、中学以後に性的・風俗的関心が強まって夜間徘徊・校則違反・援助交際など真犯傾向が顕著になってくる非行児とは、典型的な初期非行の二型である。両者を分けるのは地域特性や家庭背景要因より、むしろ(Wechsler式検査による)言語性知能の高低であることが多い。両者ともに共通するのは、適応的な関係者との愛着不全、まじめな努力蓄積の放棄、言い訳・中和化(自己の言動を正当化する傾向)などによる規範意識の変質、そして学業やクラブ活動からの退却にともなうヒマの増大であり、これらは原因たると結果たるとを問わず、前述の社会統制理論や相互作用理論を現象的には支持している。さらに、いずれの場合でも似た者同士で凝集する傾向が強く、これはLagrange-清永のモデル⁴⁾における「問題な仲間との交友」にも通じる。

問題は、そうした非行抑止要因の弱体化に至るにはふたつの道筋があり得るという可能性である。ひとつには学業課題への蹉跌に引き続く落伍プロセスであり、いまひとつには能力的に大きな問題がないにもかかわらず逸脱的方向へ向かう乱脈化プロセスである。この2因子の間には若干の相関(ほぼ0.3)があるものの、質的にはかなり様相を異にする逸脱促進要因と言える。それぞれの因子に主として寄与する背景要因にしても、落伍因子では本人の知能であり、素行因子では養育保護度であるという結果が得られている。

これはさらに、初期非行の「常習化群」を、主として落伍因子によるタイプと主に素行因子によるタイプに二分できることを示しているかもしれない。もちろん「常習化群」がふたつのクラスターに分かれてはいず、ひとつの連続体であることは図1を見ても明らかなのだが、少なくとも個々の事例に関して、どちら寄りのケースなのかを見きわめることで理解や指導が効率的になされることは期待できる。すなわち、落伍タイプには教育的配慮や知的修練以外の活路を提供する必要性が大きく、素行タイプには親子関係の修正や心理的アプローチの必要度が大きい。両極のあいだには相当数の中間・混合タイプが見られるが、この場合には、事例を取り巻く条件のうちアプローチしやすい突破口から改善していく工夫がのぞまれるだろう。いずれにしても初期非行常習化の事例について、図3に示すように、おおまかに落伍-素行のスペクトル上に位置づけることは鑑別と処遇の両面において有意義であろうと思われる。

言うまでもなく、理論として初期非行を落伍タイプ、素行タイプに分け、前者を個人病理、

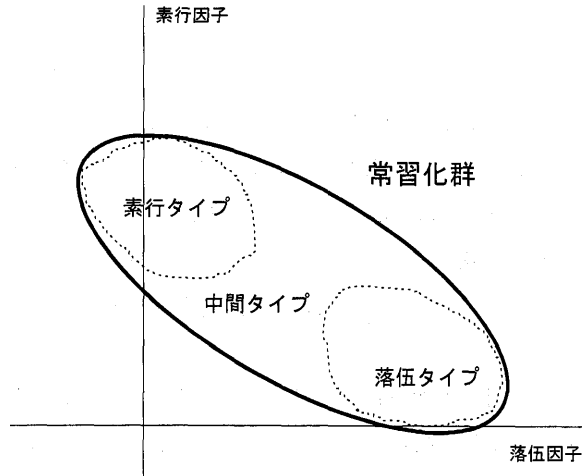


図3 常習化群の3型

後者を関係病理と図式化することは単純化のそりをまぬかれぬ。本論における2因子説は類型論ではなく、あくまで逸脱促進要因がかなり異質な二側面が複合したものであるということを示唆するにすぎない。非行に限らずほとんどの発達期不適応に関して、純然たる個人病理や完全な関係病理というのは単なる抽象概念である。そもそも、落伍タイプが逸脱的不適応に陥りやすいのは近年の高学歴化といった社会条件に伴うものであるし、素行タイプでは養育保護の不全を準備した生物学的両親の問題性を受け継いでいる可能性も無視できないからである。しかし、これらは指導や処遇の点で簡単に改変させることが困難な条件なのであるから、原因の多元性のひとつとして留意しておくしかない。

最後に、大半の初期非行事例が数年後に更生している実情からして¹²⁾、更生プロセスも落伍タイプ寄りと素行タイプ寄りでは相当異なるのではないかという推測を提起しておく。予想できるのは、落伍タイプにおいては中卒ないし高校中退後、未熟練作業に就労して自活可能となれば逸脱動機が低減してしまうことにより、また素行タイプでは十代後半や成人後に身分犯的違法性が解消されやすい（たとえば飲酒・喫煙・異性交遊などが許容されるし、遊興費が自弁可能になる）ことにより、非行というラベリングが不要となっていく経過である。それゆえ、非行プロセスの途上で、とりかえしのつかないなりゆき、たとえば重大犯罪、死亡事故、薬物嗜癖、暴力団加盟などをいかに防止するかが重要な課題となるはずである。

まとめ

10歳から16歳までの個別面接事例196例について、養育背景・現在の生活状態・行動特性を3-5件法によって評定した。

生活状態6項目と遵法性評定の計7項目についての因子分析によって非行・逸脱の度合いに関連する2因子が抽出され、「落伍因子」「素行因子」と命名された。前者は学業および家庭内

外での適応不全が顕著で、後者はむしろ性的・風俗的関心が高い素行不良を反映したものであった。これら両因子は内容的にみてもともに逸脱促進的であるが、非行進度の大きい「常習化群」44例の分布からすると、片方が高値ならもう一方はそれほど高値にはならない傾向を示す。もちろん、両者が複合する場合には、両因子がそれほど顕著でなくても「常習化」に結びつく。すなわち常習化の閾値として、2因子加算モデルが成立するらしい。

重回帰分析やパス解析の結果、落伍因子は主として本人の知能と負の関連を示し、素行因子は養育保護度と負の関連が大きいことが判明した。

これら、主として個人条件に基づく要因と、主に養育関係不全による要因の2因子が初期非行発現に関与している可能性、この2因子モデルに依拠して初期非行常習化を理解し対応することの有用性などについて考察した。

謝辞

調査当時、大阪府児童相談所（現・子ども家庭センター）において事例の面接・評定に協力いただいた小玉彰二、渡辺均、横田恵子、小路陽子、荒木敏宏の各氏をはじめとする臨床心理スタッフに感謝いたします。

文献

- 1) 五宝・北村：少年非行の種類と非行形成要因，犯罪心理学研究，27巻1号：22-35，1989
- 2) Hirschi, T: Causes of Delinquency, Univ. California Press, 1969「非行の原因」森田・清水監訳，文化書房博文社，東京，1995
- 3) 石田・武井編：犯罪心理学，東海大学出版会，東京，1984
- 4) 清永賢二：最近の少年非行の動向とその背景，青年心理，65：30-35，1987
- 5) 小林京子：逸脱行動と社会的絆の強さの関係について，犯罪心理学研究，31巻1号：39-48，1993
- 6) Mednick, S. A. & Christiansen, K. O. (eds.): Biosocial Bases of Criminal Behavior, Gardner, NY, 1977
- 7) Mednick, S. A., Gabrielli, W. F. Jr. & Hutchings, B.: Genetic Influences in Criminal Convictions; Evidence from an Adoption Cohort. Science 224 : 891-894, 1964
- 8) Moir, A. & Jessel, D.: A Mind to Crime, Michel Joseph Ltd. 1995「犯罪に向かう脳」藤井留美訳，原書房，東京，1997
- 9) 麦島文夫：非行の原因，東京大学出版会，東京，1990
- 10) Thornberry, T. P.: Toward an Interactional Theory of Delinquency, Criminology 25 : 863-891, 1987
- 11) 米里誠司：非行少年の学業成績について，犯罪心理学研究，30巻特別号：118-119，1992
- 12) 頼藤和寛：専門家の憂鬱，少年育成，通巻466号：8-15，1995
- 13) 頼藤和寛：賢い利己主義のすすめ，人文書院，京都，1996
- 14) Zuckerman, M.: Sensation Seeking; Beyond the Optimal Level of Arousal. Lawrence Erlbaum, Hillsdale (N. J.), 1979

(原稿受理1998年4月10日)